



広島県報

号 外
第 78 号

発行所 広島県総務部
総務管理司文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

公 告 (県立広島病院)
落札者等の公示 公安委員会規則
公安委員会規則 広島県報(号外)
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則 (県立広島病院)

告 白

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定によって公告する。

平成18年4月13日

県立広島病院長 大 濱 敏 三

県決第8号

- 1 調達件名及び数量
県立広島病院手術室・中央材料室洗浄清掃等業務 (県一般18第7号)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 名称
県立広島病院管理課管理係

(2) 所在地

広島市南区宇品神田一丁目5番54号

3 契約の相手方を決定した日

平成18年3月31日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

日本基準寝具株式会社

(2) 住所

広島市安佐南区大町東二丁目15-2

5 契約金額

97,650,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当

8 入札公告日

平成18年1月30日

公安委員会規則

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年4月13日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

広島県公安委員会規則第8号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年広島県条例第15号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。
(命令)

第2条 条例第5条第4項の規定による命令は、別記様式第1号の命令書により、同条第6項の規定による命令は、別記様式第2号の命令書により行うものとする。

(公安委員会規則で定める地域)

第3条 条例第5条第5項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

附 則

この公安委員会規則は、平成18年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	地 域
広島市	中区 胡町, 大手町一丁目・二丁目, 銀山町, 紙屋町一丁目・二丁目, 新天地, 田中町, 立町, 中町, 流川町, 西平塚町, 袋町, 堀川町, 本通, 三川町, 葉研堀, 弥生町
	南区 猿猴橋町, 松原町
呉市	中央一丁目, 中通一丁目・四丁目, 西中央一丁目, 本通一丁目・四丁目
福山市	旭町, 今町, 入船町一丁目・二丁目, 笠岡町, 露町一丁目, 光南町一丁目・二丁目, 三之丸町, 昭和町, 住吉町, 宝町, 寺町, 延広町, 花園町一丁目, 東町一丁目, 東松町, 伏見町, 船町, 元町, 松浜町一丁目, 御門町一丁目・二丁目, 南町, 御船町一丁目・二丁目, 明治町

(別記) 様式第1号(第2条関係)

住所 氏名 生年月日	年 月 日	所 属 階 級 氏 名	第 月 日 年 月 日	印
命 令 書				
あなたが行った次の誘引行為は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第5条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。				
1 日 時	年 月 日	時 分	ころ	
2 場 所				
3 内 容	次に掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はピロ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引したものの。			
<p>歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供(当該提供に係る行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)</p> <p>を受け取る客 人の性的好奇心をそそのかる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を受けようとする者 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなす行為(人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)をする役務に従事する者</p>				
<p>(教示事項) この処分が不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、この処分を行った警察官の所属の警察署長(警察本部に所属する警察官が行った処分については広島県警察本部長)に対して審査請求をすることができます。 また、この処分があったことを知った日(上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。)</p>				

注 該当する にし印を付すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

(表)

住所 氏名 生年月日	年 月 日	所 属 階 級 氏 名	年 月 日	号
命 令 書				
1 日 時	年 月 日	時 分	こ	ろ
2 場 所				
3 内 容	<p>あなたが行った次の客引き等の相手方となるべき者を待つ行為は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第 5 条第 5 項の規定に違反するので、同条第 6 項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。</p> <p>1 次に掲げる行為について、客引きをし、又は利用者となるよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つていたもの。</p> <p>2 人の性的好奇心をそそる見せ物又はこれを仮装したものの販売 人の性的好奇心をそそる物品又はこれを仮装したものの販売 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの提供 飲樂的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供</p> <p>3 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は飲樂的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供 次に掲げる行為について、人に呼び掛け、又はピラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つていたもの。</p> <p>4 人の性的好奇心をそそる行為又はこれを仮装したものの販売 飲樂的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供 飲樂的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つていたもの。</p> <p>5 飲樂的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなす行為 次に掲げる行為について、人に呼び掛け、又はピラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して当該行為をする役務に従事するよう誘引する目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つていたもの。 人の性的好奇心をそそる行為 (当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。) 飲樂的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなす行為 (人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる単わいなものである場合に限る。)</p>			

(裏)

(教示事項)
この処分不服があるときは、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 5 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、この処分を行った警察官の所属の警察署長 (警察本部に所属する警察官が行った処分については広島県警察本部長) に対して審査請求をすることができません。
また、この処分があったことを知った日 (上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判所がこの処分の取消しの訴えを提起することもできます (訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。))。

注 該当する にし印を付すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。